

新年あけましておめでとうございます

年はあらたまりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大が止まりません。緊急事態宣言の発出が予定され、経済活動の先行きが不透明になっています。国は昨年末、大きな影響が出ている経済活動を打開するため、第3次補正予算で、中小企業を支援する多くの補助事業を発表しました。

そこでJSAでは、JSAの専門家に協力を得ながら、コロナ禍に果敢に対応すべく、会員の顧問先企業へのサポートを積極的に実施したいと考えております。

この中から2つの重点施策をご紹介します。

● 中小企業等事業再構築促進事業 予算額 1兆1,1485億円

中小企業（通常枠） ⇨ 補助金:100万円以上 6,000万円以下 補助率 2/3

- ▶ 新事業分野への進出等の新分野展開、業態転換、事業・業種転換等の取組や、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援。
- ▶ 中小企業等と認定支援機関や金融機関が共同で事業計画を策定し、両者が連携して支援。
 例：小売店舗による衣服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で売上が減少したことを契機に店舗縮小し、ネット販売やサブスクサービス事業に業態転換。

● 中小企業生産性革命推進事業の特別枠の改変 2,300億円

- ▶ ポストコロナの状況に対応したビジネスモデル転換に向けた中小企業等の取組を支援。

【拡充内容】

補助上限・補助率	通常枠	低感染リスク型ビジネス枠
ものづくり補助金 (設備導入、システム構築)	1,000万円 1/2 (小規模 2/3)	1,000万円・2/3
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・2/3	100万円・3/4
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・1/2	450万円・2/3(調整中)

＜JSAの令和3年の重点活動＞

● 「JSA弁護士マッチング」のサービス 6月開始を予定

- ▶ 弁護士の業務拡大をサポートする新しいサービスを発表します。(別途ご案内いたします。)
- ▶ JSA弁護士会員でご同意いただいた方は、特別会員(無料)としてご活躍頂きます。
(弁護士法77条の規定を順守したサービスです。)

今年もよろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。